

所得税・市県民税の申告はお早めに

例年、会場は大変混み合います。時間・期日に余裕を持つてお越しください。

■ 次の場合は申告を

- ここで掲げているものは、主な例です。
- ① 営業、農業、その他の事業所得がある
- ② 家賃、地代などの所得がある
- ③ 給与のほかに所得がある

- ④ 2か所以上からの給与を受け取っている
- ⑤ 生命保険の満期や解約などの所得がある
- ⑥ 株式などの配当所得がある
- ⑦ 所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取っている
- ⑧ 土地、建物などの譲渡所得がある
- ⑨ 公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)などの所得があり、社会保険料などの控除を受ける
- ⑩ 確定申告することで所得税が還付される

■ 確定申告書の発送

昨年の状況に基づき、2月上旬に刈谷税務署から送付します。ただし、平成21年分の確定申告を次の方法で提出した人へは送付しません。

なお、申告書は、刈谷税務署、市役所市民税課などでも配布します。

- 電子申告(e-TAX)を利用した

- 国税庁ウェブサイトの確定申告書等作成コーナーを利用した
- 税務署の申告会場で、パソコンを利用して提出した
- その他の会場で、国税庁のソフトを使用して提出した

■ 申告に必要なもの

- ① 申告書(事前に届いたものがある場合)
- ② 収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)
- ③ 国民年金保険料の控除証明書
- ④ 生命保険、地震保険・損害保険の支払証明書
- ⑤ 社会保険料(国民健康保険税などの納付額証明)
- ⑥ 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合で、配偶者に収入がある場合は、その所得金額のわかるもの(源泉徴収票など)
- ⑦ 認め印
- ⑧ 昨年の申告書の控え
- ⑨ 所得税が還付になる場合は、還付口座(申告者本人の名義)の金融機関名、支店名、口座

- 番号のわかるもの
- ⑩ 上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合は、配当金の支払通知書

■ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明

該当者へは、市から直接送付します。ただし、年金から引き落とされている人は、源泉徴収票に記載があります。

※国民年金控除証明書は、刈谷年金事務所(☎21)2159)で交付を受けてください。

● 問い合わせ 国保年金課(☎71)2230)

■ 高齢者の障害者控除・おむつ代の医療費控除

障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で要介護認定1〜5の人は、社会福祉事務所長から障害者控除対象認定書の交付を受ければ対象になります。

おむつ代の医療費控除を申告

除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開設)

※医療費控除・住宅借入金等特別控除などの還付申告は、1月4日から受け付けています。

■ 国税庁ウェブサイト

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」でも、確定申告書が作成できます。

■ 出張申告相談会場・市役所相談会場

下表のとおりです。2月16日(火)〜28日(月)は、税理士も申告を受け付けます。

駐車場に限りがありますので、近くの方は、徒歩か自転車でお越しください。市役所では、市役所西会館か市役所向かいの駐

車場を利用してください。

● 出張会場・市役所での申告相談の流れ

- ① 受付で、職員が申告に必要なものを確認し次第、番号札をお渡しします。会場内でお待ちください
- ② 番号が呼ばれましたら、職員が申告書の作成を補助します
- ※確定申告書・市県民税申告書をすべて記入している人は、投かん箱に入れてください。

その際、資料の添付(確定申告書の場合は、「添付書類台紙」にはってください)、確定申告書の控え(2枚目)を取ること忘れずをお願いします。

● 受け付けできないもの 確定申告をする人で次に該当をする

- ④ 上場株式等の配当所得の課税について、申告分離課税を選択する
- なお、相続・贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金を申告する人は、刈谷税務署で相談してください

問▶ 刈谷税務署(☎21)6211)、市民税課(☎71)2214)

確定申告会場(刈谷税務署)

刈谷税務署会場

期間 2月16日(火)〜3月15日(火) 午前9時〜午後5時(土)を

申告は「こちら」で

● 刈谷税務署会場

● 問い合わせ 社会福祉課(☎71)2223)

確定申告会場見取り図

- 税務署用7台
- クハローワー
- ハローワーク用
- 税務署用14台

市内申告相談会場一覧

とき	対象地区	ところ
2月1日(火)	堀内、川島、村高、桜井	桜井福祉センター
2月2日(水)	東、姫小川、小川、野寺、寺領、木戸、藤井	
2月3日(木)	石井、和泉	南部公民館
2月4日(金)	東端、根崎、城ヶ入	北部公民館
2月9日(水)	里、橋目、柿碓、尾崎	
2月10日(木)	宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	
2月16日(火)〜3月15日(火)(土)を除く	市内全域	市役所

※いずれも午前9時〜午後4時。対象地区以外の人でも申告相談の受け付けは可。

